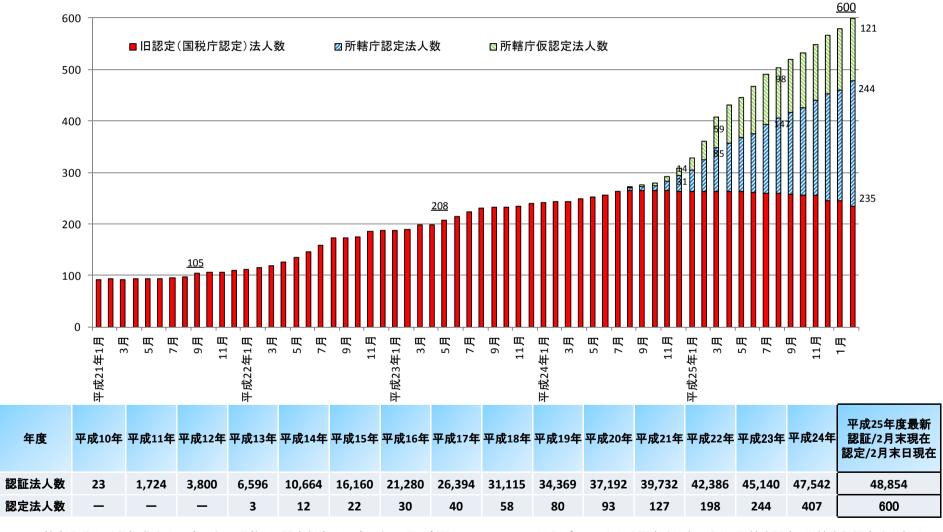
2. 共助社会づくりにおける課題

特定非営利活動法人制度をめぐる経緯

平成7年	1月17日	阪神・淡路大震災発生	
平成8年	12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法) 以後、継続審議	
平成10年	3月19日	「特定非営利活動促進法」(以下、NPO法)が全会一致で成立 (同年12月1日施行)	
平成11年	8月5日	<u>超党派のNPO議員連盟が発足</u>	
平成13年	10月1日	認定NPO法人制度(以下、認定制度)の創設・認定特定非営利活動法人へ寄附金について所得控除を導入(平成13年度税制改正)	
平成23年	6月15日	<u>改正NPO法が全会一致で成立(平成24年4月1日施行)</u> ・認定制度の見直し(仮認定制度の導入等) ・NPO法人の認証・認定事務を地方自治体に一元化 等	
	6月30日	認定NPO法人の税制上の優遇措置の拡充、認定基準の緩和 ・認定NPO法人等への寄附金について、税額控除も選択可能 ・PST基準(パブリック・サポート・テスト)の緩和 (平成23年度税制改正)	8

特定非営利活動法人の認定・認証数の推移

○認定数は改正特定非営利活動促進法施行後急速に増加。今後も着実な増加が期待される。 総認定件数600件。所轄庁認定365件(認定244件、仮認定121件(平成26年2月28日現在))



- ※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設 ※認定法人のうち国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は便宜上所轄庁認定として
- ※認定法人のうち国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は便宜上所轄庁認定としてカウントし、総認定件数において1法人と数えている(11法人)
- ※認定法人数は認証法人数の内数

- ※上記グラフにおける認定法人数のうち、所轄庁認定、所轄庁仮認定法人数は 各月末の法人数を示す。旧認定(国税庁)法人数は各月初の法人数を示す。
- ※下表認証法人数及び認定法人数は各年度末の法人数を示す
- ※下表平成24~25年度の認定法人数には、仮認定法人数を含む

所轄庁別認証・認定特定非営利活動法人数の状況

- 〇認証数・認定数ともに、東京・神奈川といった首都圏や、大阪、愛知、福岡などの大都市圏が多い。
- 〇改正法施行後2年が経過し、全国各地で所轄庁認定・仮認定法人が誕生しており、認定が出ていない都道府 県は残り1県(福井県)のみとなっている。

所轄庁	認証 法人数	所轄庁認定 法人数	所轄庁仮認 定法人数	国税庁認定 法人数	所轄庁	認証 法人数	所轄庁認定 法人数	所轄庁仮認 定法人数	国税庁認定 法人数	所轄庁	認証 法人数
北海道	1,133	5	1	2	三重県	659	2		1	沖縄県	601
青森県	370	1	1		滋賀県	597	7			札幌市	888
岩手県	448	3	1		京都府	509	3	1		仙台市	414
宮城県	349	2		1	大阪府	1,667	2	3	2	さいたま市	379
秋田県	336			2	兵庫県	1,293	6		3(1)	千葉市	347
山形県	398	4		1	奈良県	503			1	横浜市	1,393
福島県	781	7		1	和歌山県	371		1		川崎市	335
茨城県	725	4	1	5	鳥取県	250		1		相模原市	188
栃木県	575	5	1	2	島根県	270	4	2		新潟市	233
群馬県	815	4	2		岡山県	421	1			静岡市	296
埼玉県	1,598	11	7	2	広島県	459			1	浜松市	230
千葉県	1,581	8	9	7	山口県	426	1	2		名古屋市	769
東京都	9,323	58	38	126(8)	徳島県	325	1	1		京都市	794
神奈川県	1,397	13	1	7(1)	香川県	338			1	大阪市	1,523
新潟県	410		2	3	愛媛県	424	2	2	1	堺市	247
富山県	347	1	1		高知県	306	4		1	神戸市	716
石川県	349	2	2		福岡県	803		1	1	岡山市	308
福井県	250				佐賀県	355	3	1	1	広島市	382
山梨県	423	2	2	1	長崎県	455	1	2	2	北九州市	276
長野県	946	1	1	4	熊本県	381				福岡市	641
岐阜県	750	4	2	2	大分県	496	1			熊本市	328
静岡県	671		1	1	宮崎県	408			1	^ =	40.0-
愛知県	1,033	5	5	4	鹿児島県	842			2	全国	48,854

所轄庁	認証 法人数	所轄庁認定 法人数	所轄庁仮認 定法人数	国税庁認定 法人数
沖縄県	601	1	2	2
札幌市	888	7	3	5
仙台市	414	3	1	2
さいたま市	379	4	3	
千葉市	347	1		
横浜市	1,393	15	3	13
川崎市	335	3	1	
相模原市	188	4		2
新潟市	233	1		
静岡市	296	1	1	
浜松市	230	1	2	
名古屋市	769	4		9
京都市	794	5	1	5
大阪市	1,523	7	5	4
堺市	247			
神戸市	716	3	2	3
田山市	308	4	1	4
広島市	382			1
北九州市	276	1		1
福岡市	641	1		6(1)
熊本市	328		1	
全国	48,854	244	121	246(11)
ᆂ띰	40,004	36	240(11)	
		総認定	法人数	600

[※]認証法人数は平成26年2月末日現在、認定法人数は所轄庁認定(平成26年2月末日現在)及び国税庁認定(平成26年3月1日現在)の合計

[※]認定法人数は認証法人数の内数

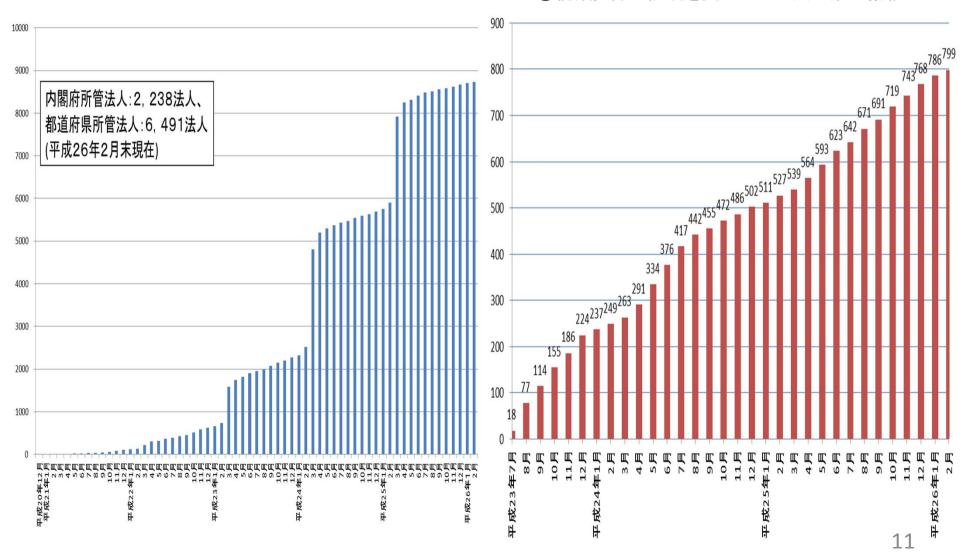
[※]国税庁認定法人数のうち括弧書きは所轄庁認定との重複法人数であり、総認定法人数よりその数を除く

公益法人数とその税額控除対象数の推移

公益法人の認定件数は近年大幅に増加している。また、税額控除の証明を受けた公益法人数は、平成26年2月末時点で799法人となっている。

①公益法人の認定件数の推移(内閣府、都道府県の合計値)

②税額控除の証明を受けた公益法人数の推移



主な非営利法人数及び税額控除対象法人数の一覧

()内は集計時点

		法人数	t	税額控除の	対象法人数
	全体	8, 709	(H26/2/28)	798	(H26/2/28)
公益社団法人 公益財団法人	国所管	2, 224	(H26/2/28)	366	(H26/2/28)
	地方 所管	6, 485	(H25/2/28)	432	(H26/2/28)
一般社団法人		23, 218	(H25/4)		
一般財団法人		9, 287	(H25/4)		
	全体	7, 942	(H25/5/1)	393	
学校法人	国所管	671	(H25/5/1)	313	(H26/2/27)
	地方所管	7, 271	(H25/5/1)	80	(H25/5/1)
	全体	19, 821	(H25/3/31)	472	(H25/3/31)
社会福祉法人	 国 所管	 403	(H25/3/31)	35	(H25/3/31)
	 地方 所管	l l 19, 418 l	(H25/3/31)	437	(H25/3/31)
更生保護法人		165	(H26/1/1)	58	(H26/1/1)
特定非営利活動法人		48, 735	(H26/1/31)	579	(H26/1/31)

(注)一般社団法人・一般財団法人数はNOPODASより引用

H23年度税制改正により、PST基準について、

- ①相対値基準(寄附金が総収入に占める割合が1/5以上)に加えて、
- ②絶対値基準(各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること)等が導入された。

全国の地縁団体の名称別総数一覧

全国の地縁団体の名称別総数一覧(平成20年4月1日現在)

(単位:団体)

区分		}	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北	海	道	3,124	10,204	659	213	173	398	696	15,467
青	森	県	539	1,740	720	133	2	30	143	3,307
岩	手	県	1,638	748	2	304	101	573	739	4,105
宮	城	県	793	1,643	5	107	64	1,577	624	4,813
秋	田	県	1,339	2,124	7	862	0	34	908	5,274
山	形	県	912	1,195	185	546	80	329	829	4,076
福	島	県	686	2,229	393	146	105	2,378	394	6,331
茨	城	県	2,236	4,906	317	1	950	2,664	2,385	13,459
栃	木	県	3,606	249	169	0	1	426	19	4,470
群	馬	県	587	498	111	0	1	1,415	233	2,845
埼	玉	県	4,704	322	763	0	67	1,072	267	7,195
千	葉	県	3,929	1,038	1,420	291	191	2,157	426	9,452
東	京	都	4,577	471	3,175	0	1	0	738	8,962
神	奈 川	県	5,080	1,531	227	0	13	82	348	7,281
新	潟	県	2,804	2,914	1	78	61	863	1,461	8,182
富	山	県	3,311	764	0	22	1	324	123	4,545
石	JII	県	16	1,382	1,421	0	92	781	345	4,037
褔	井	県	2,196	274	0	0	87	1,195	127	3,879
山	梨	県	1,131	8	0	0	28	937	66	2,170
長	野	県	1,521	1,311	2	128	126	2,472	1,545	7,105
岐	阜	県	4,453	461	0	0	146	367	35	5,462
静	岡	県	1,995	2,008	0	217	269	614	48	5,151
愛	知	県	2,497	7,849	129	57	35	934	1,717	13,218
Ξ	重	県	4,264	67	29	0	2	716	22	5,100

[2	조 5	,	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
滋	賀	県	2,374	504	0	0	0	512	132	3,522
京	都	府	1,512	688	1	2	0	1,061	190	3,454
大	阪	府	6,005	106	6,264	0	2	249	356	12,982
兵	兵庫!		7,291	899	75	9	4	777	1,524	10,579
奈	良	県	3,377	246	32	0	6	218	58	3,937
和	歌山	県	1,849	872	0	0	101	903	215	3,940
鳥	取	県	1,004	442	25	467	3	309	656	2,906
島	根	県	3,163	2,689	0	0	1	152	332	6,337
畄	山	県	2,341	4,112	0	88	14	482	4,338	11,375
広	島	県	1,942	2,954	1	28	0	1,501	2,023	8,449
山		県	6,122	297	0	144	7	152	606	7,328
徳	島	県	2,228	1,821	189	433	91	114	816	5,692
香	JII	県	6,892	1	0	0	0	0	2	6,895
愛	媛	県	2,564	1,079	0	297	56	1,178	265	5,439
高	知	県	454	1,270	204	1,652	515	39	571	4,705
褔	畄	県	1,870	1,024	1,103	30	77	2,562	4,755	11,421
佐	賀	県	1,122	13	0	76	19	1,012	528	2,770
長	崎	県	2,865	787	3	4	189	216	423	4,487
熊	本	県	1,637	290	0	280	18	2,932	507	5,664
大	分	県	2,878	75	1	0	6	1,109	339	4,408
宮	崎	県	714	0	0	0	246	751	2,145	3,856
鹿	児島	県	4,072	765	1	243	29	124	2,022	7,256
沖	縄	県	702	35	0	45	0	189	100	1,071
	合計	-	122,916	66,905	17,634	6,903	3,980	38,880	37,141	294,359

消防団・消防団員数等の推移

(各年4月1日現在)

対ける											11日現在)
年		区分		消	防本	部			消り		
50 859 378 1,258 2,590 105,005 3,668 26,805 22 1,118,036 60 933 454 1,496 3,132 128,914 3,641 25,798 7 1,033,376 61 933 454 1,501 3,151 129,610 3,650 25,701 7 1,026,224 62 931 455 1,514 3,152 130,463 3,648 25,667 7 1,017,807 63 930 456 1,526 3,170 131,407 3,649 25,606 6 1,008,998 70,702 2 933 464 1,554 3,160 132,437 3,649 25,606 6 1,008,998 70,703 3 3 3 3 464 1,554 3,166 133,610 3,654 25,639 6 996,743 3 3 3 3 3 468 1,589 3,175 135,157 3,648 25,559 2 991,566 4 935 467 1,602 3,181 137,388 3,642 25,574 1 986,996 5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,351 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,351 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,351 972,078 13 904 475 1,687 3,225 153,395 3,636 25,268 944,134 14 900 475 1,680 3,226 154,487 3,627 25,238 937,169 15 894 472 1,686 3,207 155,524 3,524 24,852 919,105 15 894 472 1,686 3,207 155,524 3,524 24,852 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 90,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 885,394	年		消防本部	うち組合	消防署	出張所		消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
60 933 454 1,496 3,132 128,914 3,641 25,798 7 1,033,376 61 933 454 1,501 3,151 129,610 3,650 25,701 7 1,026,224 62 931 455 1,514 3,152 130,463 3,648 25,667 7 1,017,807 63 930 456 1,526 3,170 131,407 3,649 25,606 6 1,008,998 平成元年 931 458 1,535 3,160 132,437 3,649 25,620 6 1,002,371 2 933 464 1,554 3,166 133,610 3,654 25,639 6 996,743 3 935 468 1,589 3,175 135,157 3,648 25,559 2 991,566 4 935 467 1,602 3,181 137,388 3,642 25,574 1 986,996 5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,999 3,636 25,480 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 975,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,016 3,598 25,064 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,016 3,598 25,064 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,016 3,598 24,384 900,007 19 807 320 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 900,007 19 807 320 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 900,007 19 807 320 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 888,900 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 888,900 21 803 312 1,710 3,180 158,809 2,275 22,926 883,698 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 883,698				-							
61										22	
62										7	
呼成元年 931 456 1,526 3,170 131,407 3,649 25,606 6 1,008,998 平成元年 931 458 1,535 3,160 132,437 3,649 25,620 6 1,002,371 2 933 464 1,554 3,166 133,610 3,654 25,639 6 996,743 3 935 468 1,589 3,175 135,157 3,648 25,559 2 991,566 4 935 467 1,602 3,181 137,388 3,642 25,574 1 986,996 5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 - 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 - 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 - 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 - 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 - 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 - 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		61		454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	
平成元年 931 458 1,535 3,160 132,437 3,649 25,620 6 1,002,371 2 933 464 1,554 3,166 133,610 3,654 25,639 6 996,743 3 935 468 1,589 3,175 135,157 3,648 25,559 2 991,566 4 935 467 1,602 3,181 137,388 3,642 25,574 1 986,996 5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 - 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 - 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 - 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 - 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 - 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 - 951,069 13 904 475 1,680 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 900 475 1,690 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,225 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,360 2,380 23,180 - 828,890 20 807 316 1,706 3,218 157,386 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698						3,152			25,667	7	1,017,807
2 933 464 1,554 3,166 133,610 3,654 25,639 6 996,743 3 935 468 1,589 3,175 135,157 3,648 25,559 2 991,566 4 935 467 1,602 3,181 137,388 3,642 25,574 1 986,996 5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 - 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 - 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 - 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 - 962,625 11 <t< th=""><th></th><th></th><th>930</th><th>456</th><th>1,526</th><th>3,170</th><th>131,407</th><th>3,649</th><th>25,606</th><th>6</th><th>1,008,998</th></t<>			930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
3 935 468 1,589 3,175 135,157 3,648 25,559 2 991,566 4 935 467 1,602 3,181 137,388 3,642 25,574 1 986,996 5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 972,078 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 -962,625 11 911 473 1,662 3,230 153,439 3,639 25,32	平月	戊元年	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
4 935 467 1,602 3,181 137,388 3,642 25,574 1 986,996 5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 — 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 — 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 — 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 — 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 — 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,636 25,268								3,654	25,639	6	996,743
5 932 466 1,618 3,200 141,403 3,642 25,575 1 983,014 6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 — 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 — 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 — 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 — 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 — 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 — 951,069 13 904 475 1,682 <td< th=""><th></th><th>3</th><th>935</th><th>468</th><th>1,589</th><th>3,175</th><th>135,157</th><th>3,648</th><th>25,559</th><th>2</th><th>991,566</th></td<>		3	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 — 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 — 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 — 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 — 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 — 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 — 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 — 944,134 14 900 475 1,696 <t< th=""><th></th><th></th><th>935</th><th>467</th><th>1,602</th><th>3,181</th><th>137,388</th><th>3,642</th><th>25,574</th><th>1</th><th>986,996</th></t<>			935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
6 931 465 1,615 3,207 144,885 3,641 25,561 1 979,737 7 931 467 1,631 3,207 147,016 3,637 25,506 — 975,512 8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 — 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 — 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 — 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 — 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 — 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 — 944,134 14 900 475 1,696 <t< th=""><th></th><th>5</th><th>932</th><th>466</th><th>1,618</th><th>3,200</th><th>141,403</th><th>3,642</th><th>25,575</th><th>1</th><th>983,014</th></t<>		5	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
8 925 470 1,636 3,219 148,989 3,636 25,480 - 972,078 9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 - 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 - 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 - 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 - 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,		6	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
9 923 471 1,654 3,224 150,626 3,641 25,455 - 968,081 10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 - 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 - 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 - 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043		7	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	_	975,512
10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 - 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 - 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 - 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007		8	925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	-	972,078
10 920 473 1,662 3,232 151,703 3,643 25,393 - 962,625 11 911 473 1,670 3,239 152,464 3,641 25,351 - 957,047 12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 - 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,231 157,396 2,474 23,605 - 892,893		9	923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	_	968,081
12 907 472 1,682 3,230 153,439 3,639 25,322 - 951,069 13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 <th></th> <th>10</th> <th>920</th> <th>473</th> <th>1,662</th> <th>3,232</th> <th>151,703</th> <th>3,643</th> <th>25,393</th> <th>_</th> <th>962,625</th>		10	920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	_	962,625
13 904 475 1,687 3,225 153,952 3,636 25,268 - 944,134 14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		11	911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	_	957,047
14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		12	907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	_	951,069
14 900 475 1,690 3,226 154,487 3,627 25,238 - 937,169 15 894 472 1,696 3,207 155,016 3,598 25,064 - 928,432 16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		13	904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	_	944,134
16 886 459 1,699 3,207 155,524 3,524 24,852 - 919,105 17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		14	900	475			154,487	3,627	25,238	_	937,169
17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		15	894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	_	928,432
17 848 385 1,704 3,225 156,082 2,963 24,384 - 908,043 18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		16	886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	_	919,105
18 811 329 1,706 3,221 156,758 2,584 23,946 - 900,007 19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698										_	
19 807 320 1,705 3,230 157,396 2,474 23,605 - 892,893 20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698		18	811					2,584	23,946	_	900,007
20 807 316 1,706 3,218 157,860 2,380 23,180 - 888,900 21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698			807				157,396			_	892,893
21 803 312 1,710 3,197 158,327 2,336 23,997 - 885,394 22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698										_	
22 802 305 1,716 3,180 158,809 2,275 22,926 - 883,698			803							_	
										_	
		23	798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	-	879,978

⁽備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

² 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防署数、出張所数、消防職員数、消防団数、 分団数及び消防職団員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

中小企業・小規模事業者の数

<中小企業・小規模事業者の数(速報値)(2012年2月時点)>

	2009年(企業全体に占める割合)	2012年(企業全体 に占める割合)	増減数(率)
中小企業・小規模事業者(全産業)	420万(99.7%)	385万(99.7%)	▲35万(▲8.3%)
うち小規模事業者 (全産業)	366万 (87.0%)	334万(86.5%)	▲32万(▲8.8%)
全規模(大企業と中 小企業・小規模事業 者の合計、全産業)	421万	386万	▲35万(▲8.3%)

中小企業・小規模企業者の定義

<中小企業者の定義>

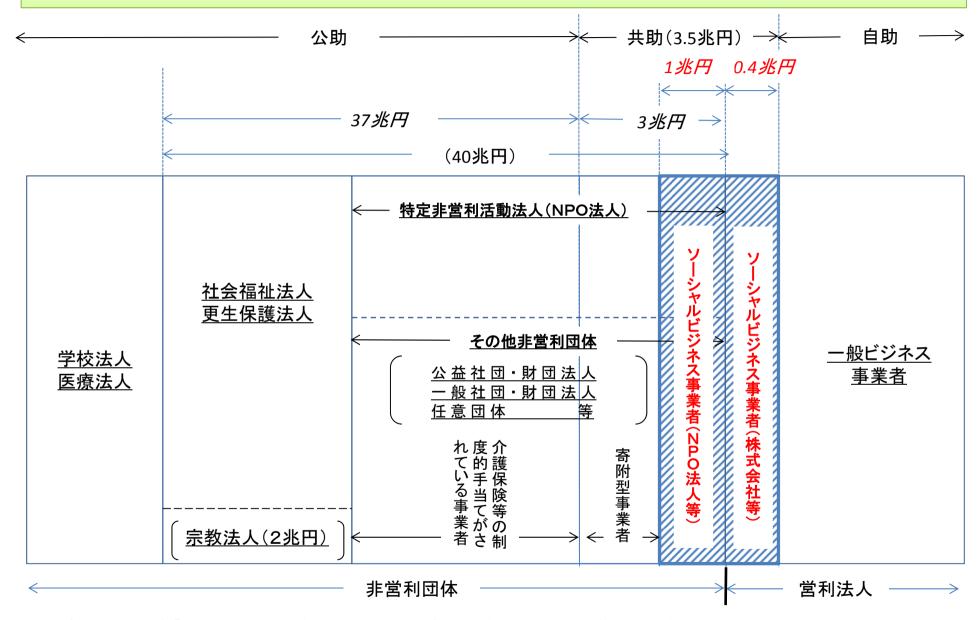
業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

<小規模企業者の定義>

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

[※]上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」 であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがある。

非営利団体及びソーシャルビジネスのイメージ

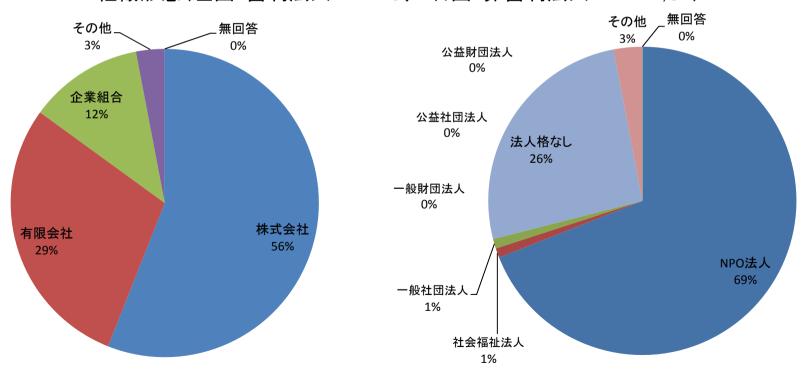


- (備考)1. 内閣府「民間非営利団体実態調査」(平成23年度)等を用いて推計(未定稿)。
 - 2. 数値はデータ上の制約により、非常に強い仮定を置いた暫定的な試算値である。

ソーシャルビジネスの概要

- 〇ソーシャルビジネスとは、様々な社会的課題(高齢化問題、環境問題、次世代育成など) を市場としてとらえ、その解決を目的とする事業。「社会性」「事業性」「革新性」を3つの要件とする。推進の結果として、経済の活性化や新しい雇用の創出に寄与する効果が期待される。(経済産業省ソーシャルビジネス推進研究会報告書(平成23年3月)抜粋)
- 〇ソーシャルビジネスの事業主体としては、特定非営利活動法人が最も多く、次に株式会 社や有限会社となっており、多様な法人形態や団体が存在している。





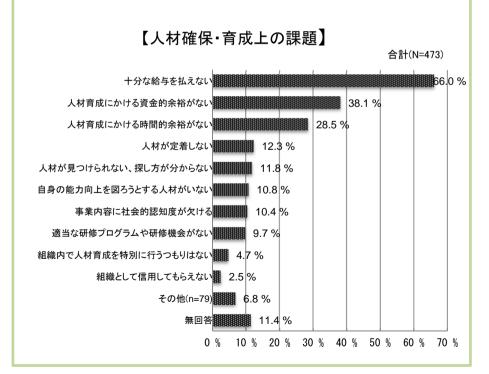
(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成21年度地域経済産業活性化対策調査報告書」(平成21年度経済産業省委託調査) (平成22年2月)より

ソーシャルビジネスの人材・ノウハウに関する課題

- 人材確保のために十分な給与が払えないと回答した事業者が66%存在
- 経営ノウハウが乏しい若しくは専門ノウハウ・知識が不足していると感じている事業者はともに 約20%存在

ソーシャルビジネス等を担う人材の育成

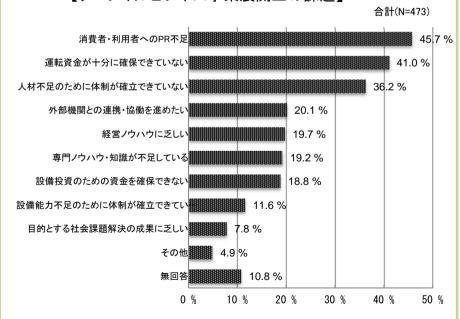
人材確保・育成上の課題として、「十分な給与を支払うことが難しい」、「人材育成に欠ける資金や時間の余裕がないこと」等が大きなウエイトをしめている。(図表1)



ソーシャルビジネスの事業展開上の課題

SBを担う人材には高いイノベーション力とマネジメント能力が求められるが、不足感は強い。また、運営側の人材だけでなく、支援する側(中間支援機関、商工団体・経済団体、金融機関、行政等)の人材も不足している。(図表2)

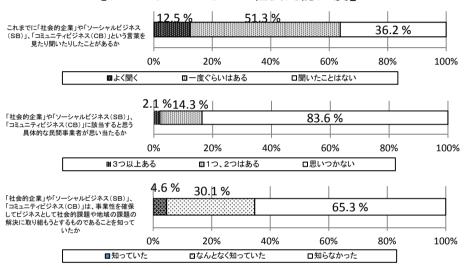
【ソーシャルビジネス事業展開上の課題】



ソーシャルビジネスに関する認知度の向上

〇ソーシャルビジネスに関して、一定の認知度はあるものの、具体的なイメージが明確になっていない 〇ソーシャルビジネスの認知度が低いこと、その評価の在り方が定まっていないこと、NPOは事業収 益をあげてはいけないという誤解もあることが事業展開の阻害のひとつの要因





(出典)経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書(平成20年4月)」より

<u>○社会的認知度向上に向けたこれまでの取組</u> 経済産業省において、

- ソーシャルビジネス55選公表(平成21年2月)
- ソーシャルビジネス・ケースブック公表(平成 23年3月)
- ソーシャルビジネス全国フォーラム開催(平成 22年1月)

などの取組を推進

「SBは事業活動の成果として、様々な新しい社会的価値を生み出している。その社会的成果を適切に評価する基準を作っていくことが必要であるが、・・・(中略)・・・、事業の成果を明らかにしていくことは、SB事業に対する社会的な理解を深め、資金的支援や共同パートナーを拡大していくことに貢献すると考えられる」

(経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書」(平成20年4月)

【海外における特徴的な事業評価手法の例】

i)EMESの判断基準

EMES (The Emergence of Social Enterprise in Europe) 研究ネットワークで、EU加盟15カ国のSBに係る実態調査を実施。その研究でEMESが設定したSB判断基準(経済的基準、社会的基準)は多くのガイドラインとして利用。

ii)米国における資金提供者によるSBの評価

米国を中心としたSB評価の考え方が資金提供者によって提示され、当該SBへの資金提供の是非の判断並びに投資効果を評価する基準として活用。

iii) SROI (Social Return on Investment: 社会的投資収益率)による評価

SBが創出した社会的価値を貨幣価値に換算した結果とその価値を創出するために投入された費用を比較したもので次計算式によって算出。

SROI(社会的投資収益率)=

貨幣価値に換算した社会的価値・投入された費用

(出所)中小企業総合研究機構「ソーシャル・ビジネスの事業構造と評価に 関する調査研究(平成23年度)」より

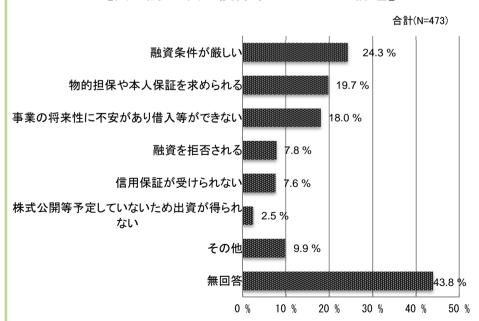
ソーシャルビジネス事業者の資金調達等に関する課題

- 〇 事業者は、資金調達のために事業性を高める必要があるが、SBは必ずしも事業性の高くない領域で活動しており、起業時や事業運営時に金融機関から資金を確保することが容易でない。
- 〇 労働金庫や信用金庫等におけるNPO法人向けの融資や、地域ファンド、大企業による寄附などの動きは、まだ少数派。

ソーシャルビジネス事業者の資金調達の課題

資金調達にあたって、「融資条件が厳しい」、「担保や本人保証を求められる」、「借入等ができない」等の課題に直面している。

【資金調達・資金獲得等に当たっての課題】



【事業者(需要側)の課題】

- ・資金供給者が投融資等を行いたくなるような事業 のアイディアの発案
- ・具体的・魅力的な事業計画を策定できる能力や 体制の確保

等

【金融機関等(供給側)の課題】

- ·SB等の実態に関する理解の促進
- ・融資や寄附に際し、財政面だけでなく、SBの社会性と事業性を両立したビジネスモデルに関する 目利きの必要
- ・金融機関の審査能力の向上

等

社会貢献活動に関する制度・意識調査結果①

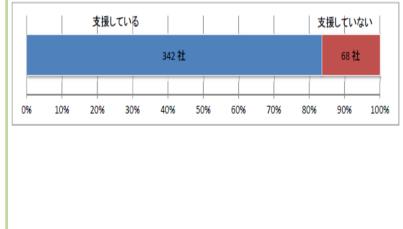
社会貢献活動推進のための社内制度導入状況

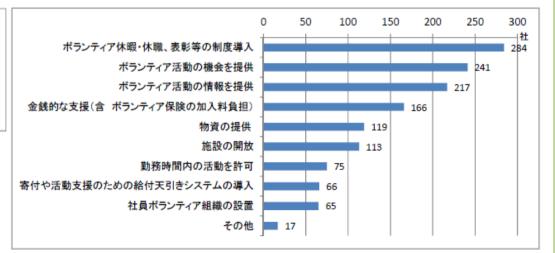
(左:社数、右:構成比)

(左:在致、右:構成)												1月以111/
	導入	導入企業		以前より導入 している		12年度に 導入した		上企業	かつてあった が廃止した		未回	回答
社会貢献に関する基本的な方針の明文化	313	75%	305	73%	8	2%	103	25%	0	0%	4	1%
専門部署または社会貢献担当者の設置	275	65%	269	64%	6	1%	141	34%	3	1%	4	1%
事業所、支店、支社毎の社会貢献担当者の設置	256	61%	141	34%	8	2%	265	63%	2	0%	6	1%
社会貢献担当役員の任命	246	59%	243	58%	3	1%	170	40%	1	0%	4	1%
予算制度の導入	210	50%	207	49%	3	1%	205	49%	0	0%	5	1%
社内横断的推進組織の設置	182	43%	174	41%	8	2%	234	56%	4	1%	4	1%
金額換算ルールの設置	82	20%	80	19%	2	0%	333	79%	0	0%	5	1%
外部専門家の入った組織の設置	31	7%	30	7%	1	0%	383	91%	2	0%	6	1%
その他	21	5%	19	5%	2	0%	204	49%	1	0%		

- 社内制度導入状況を みると、「基本的な方針の 明文化」や「専門部署・担 当者の設置」、「担当役員 の任命」等の制度が広く定 着。
- <u>社員のボランティア活動を支援</u>している企業は、 <u>回答企業全体の約8割</u>に 上る。

社員のボランティア・社会貢献活動に対する支援制度の導入状況





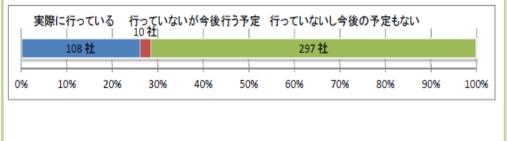
社会貢献活動に関する制度・意識調査結果②

社員のボランティア活動や社会貢献活動への具体的な支援内容

(2											右:構造	成比)
	導入	導入企業		以前より導入 している		度に した	既存の制度 を拡充した		未導入企業		かつてa 廃止	
ボランティア休暇制度	208	50%	200	48%	5	1%	3	1%	72	17%	2	0%
地域貢献活動推進運動	119	28%	116	28%	1	0%	2	0%	120	29%	0	0%
マッチング・ギフト資金支援制度	81	19%	79	19%	1	0%	1	0%	156	37%	2	0%
ボランティア休職制度	76	18%	75	18%	1	0%	0	0%	165	39%	1	0%
青年海外協力隊参加休暇制度	75	18%	75	18%	0	0%	0	0%	158	38%	1	0%
ボランティア活動表彰制度	59	14%	58	14%	1	0%	0	0%	172	41%	2	0%
ボランティア活動者登録制度	36	9%	35	8%	0	0%	1	0%	194	46%	3	1%
退職者ボランティア支援制度	27	6%	27	6%	0	0%	0	0%	199	47%	0	0%
ボランティア研修制度	21	5%	20	5%	1	0%	0	0%	207	49%	1	0%
その他	18	4%	17	4%	1	0%	0	0%	74	18%		

- 〇 「ボランティア休暇制 度」を導入している企業 は、回答企業全体の5割 にとどまる。
- CRM(※)を実施また は今後実施予定の企業は 約3割。
- O CRM実施のねらいと しては、「他社商品・サービ スとの差別化」との回答が 最多。

CRMを用いた商品・サービスの実施実績 ※CRM(Cause Related Marketing)・・・社会課題の解決と収益の拡大との両立を目指すマーケティング手法で、寄付金付き商品の販売が代表的





NPO法人の活動への参加について

- NPO法人が行う活動に<u>参加したいと思う人の割合は18%</u>であり、参加したいと思わない理由として、 参加する時間や機会の不足を挙げる人が多い。
- NPO法人が行う活動に参加する際に重視する点としては、<u>目的や活動内容が共感できること</u>や、 信頼できる役員やスタッフがいることを挙げる人が多い。

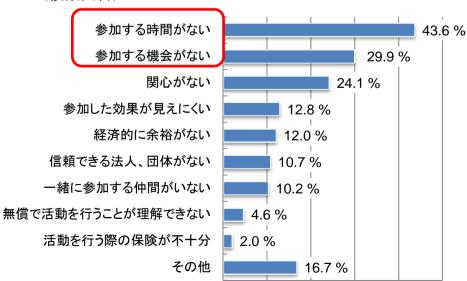
NPO法人の活動への参加意向

Q. NPO法人が行う活動に参加したいと思いますか。



NPO法人の活動に参加したいと思わない理由

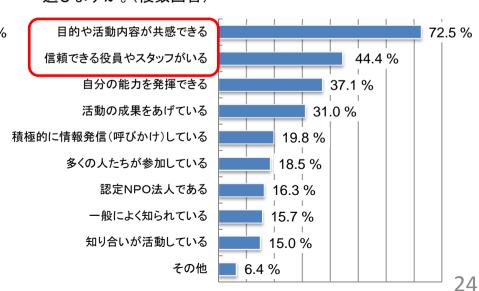
Q. なぜNPO法人の活動に参加したいと思わないのですか。 (複数回答)



(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より

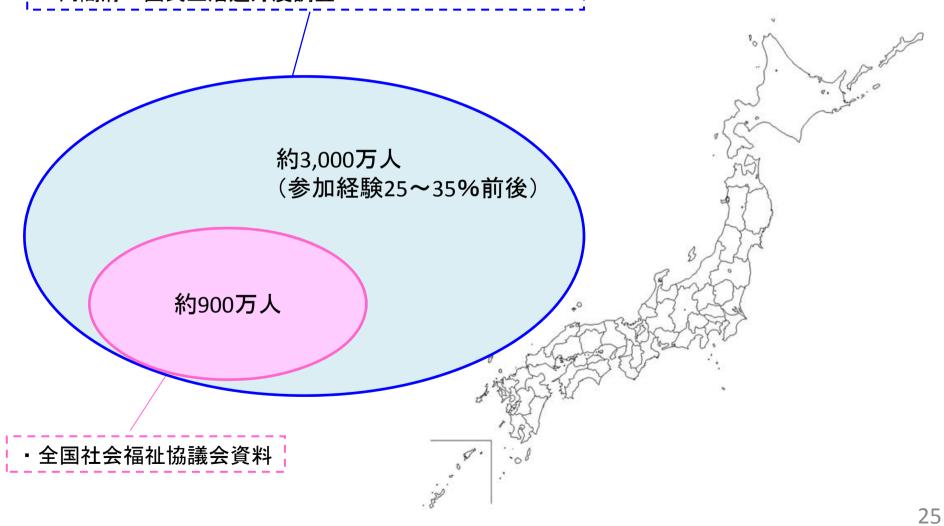
NPO法人の活動への参加の際に重視する点

Q. どのような点を重視して、活動に参加するNPO法人を 選びますか。(複数回答)



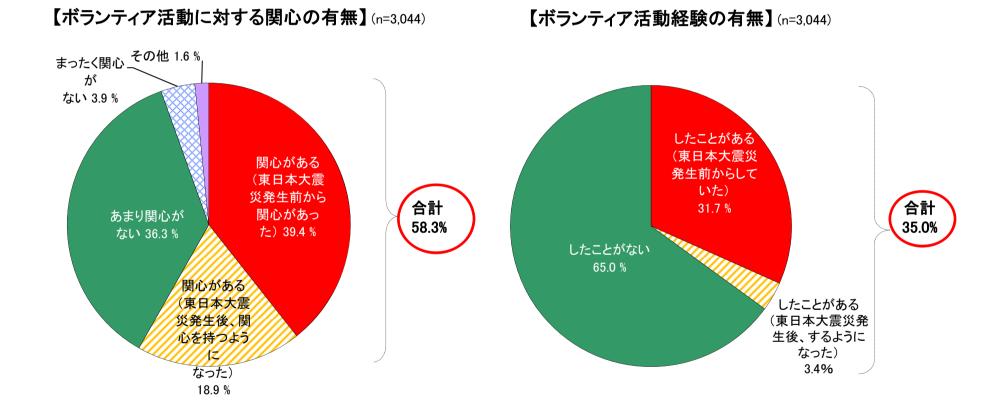
ボランティア活動への参加人数

- 総務省 社会生活基本調査
- ・内閣府 市民の社会貢献に関する実態調査
- 内閣府 国民生活選好度調査



ボランティア活動への関心や活動経験の有無について

〇 ボランティア活動に対して、58.3%が関心があるものの、実際にボランティア活動をしたことがある人は、35.0%にとどまる。



ボランティア活動への参加理由・制約

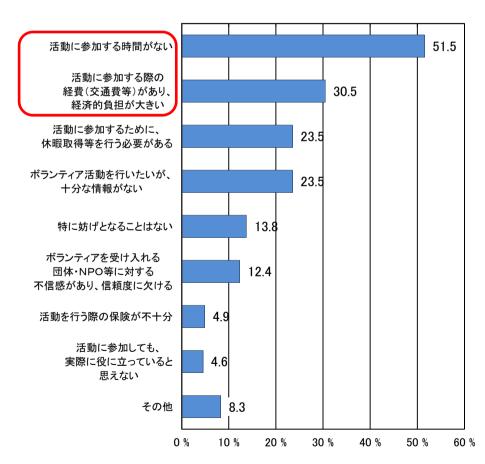
- 活動を通じて自己啓発や自らの成長につながる、困っている人を支援したい、職業人や住民として の
 青務を果たすため、と考えて活動に参加する人の割合が高い。
- 時間、経済的な理由がボランティア活動への参加の妨げになっている。

【参加理由】(n=1,028)(複数回答)

※対象:ボランティア活動経験の有無の間で「したことがある」と回答した人

活動を诵じて 自己啓発や自らの成長に 43.1 つながると考えるため 困っている人を支援したい 41.1 という気持ち 職業人や住民としての 35.9 青務を果たすため 自分や家族が関係している 17.0 活動への支援 知人や同僚等からの勧め 14.5 自分が抱えている 社会問題の解決に 4.6 必要だから 社会的に 2.6 評価されるため その他 7.3 10 % 20 % 30 % 40 % 50 %

【参加の妨げとなる要因】(n=3.003)(複数回答)



(出所)内閣府 平成25年度「市民の社会貢献に関する実態調査」(平成26年1月より)

※平成25年9月7日~10月22日に、全国に居住する満20歳~69歳までの男女10,000人を対象に調査実施(回収率31,3%)。

大学における共助の取組事例

大分大学

特定非営利活動法人カタリバとの協働により、教養科目として、学生が大分県内の高等学 校へ出向いてキャリア学習を実施する科目を開講している。

北九州市立大学

一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンスとの協働により、学生がまちづくりのた めの事業を企画立案から実施・検証まで一貫して行う実践型のインターンシップ・プログラム を実施している。

(人材面の課題に関するWG報告「人材面の課題の解決に向けてより」抜粋)

芝浦工業大学三浦研究室

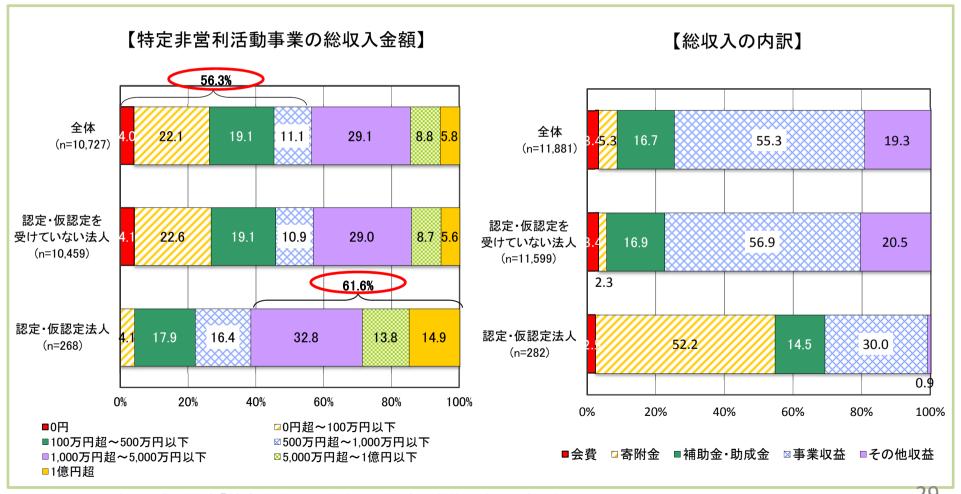
地域の自治会と協働しながら「住快環プロジェクト」を進めている。安全で住みよいまちづく りをモットーに、住民の方々にアンケート調査やヒアリングを重ねながら、地域課題について 調査・分析、改善案を自治会や市町村などに提案を実施している。

獨協大学経済学部高松ゼミ

かつて秩父街道の宿場町として栄えた埼玉県飯能市吾野宿は、現在、過疎化が進んでい る地域。吾野宿の地域活性化を目的に当ゼミでは、空き家の有効活用を目指す「空き家バ ンク」、吾野宿市の運営など各種イベントを企画・実施している「 "絆"プロジェクト」、特産の ゆずを使った「スイーツ開発」、一連の取組を地域に伝える新聞「吾野Times」の編集、発行 などを行っている。

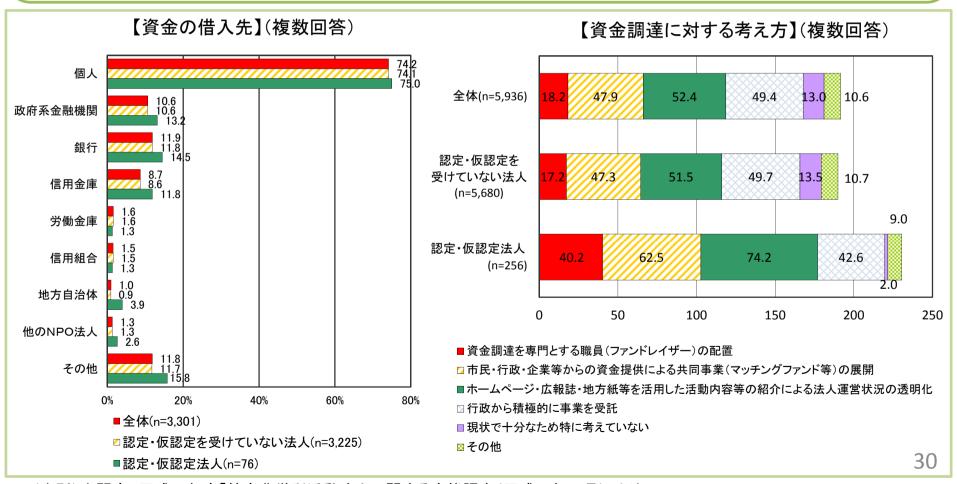
NPO法人の財政状況

- 〇 NPO法人の総収入金額をみると、認定・仮認定法人では総収入金額「1,000万円超」の割合が 61.6%を占める。ただし、全体でみると、1,000万円未満の法人が半数以上。
- 総収入の内訳をみると、認定・仮認定を受けていない法人では「事業収益」の割合が高く、認定・ 仮認定法人では「寄附金」の割合が高い。



NPO法人の資金調達に関する考え方

- NPO法人の資金の借入先をみると、「個人」が圧倒的に多い。
- 資金調達にあたっては、「ホームページ・広報誌・地方紙等を活用した活動内容等の紹介による法人運営状況の透明化」が必要と考える割合が最も高い。また、認定・仮認定法人では、「資金調達を専門とする職員(ファンドレイザー)の配置」が必要と考える割合も多く、資金調達に関してより積極的と言える。



NPOバンク、市民ファンドについて

○ NPO向け融資・助成機関として、市民の活動としてNPOバンク、市民ファンドが存在するが団体数、団体規模ともに成長途上

NPOバンク

- 〇 平成23年度NPOバンク連絡会報告書(平成24年7月公表)によると、「NPOバンクとは、「市民が自発的に設立し、市民からの出資に基づいて、市民事業など社会的に求められているニーズに対して融資を行う、非営利の金融機関」のこと」であり、平成24年3月現在19団体存在するとされている。具体的には、以下の4つの要件が基準となる。
 - a. 市民が自発的に設立する
 - b. 社会的に求められているニーズに対して融資を行う(公益、共益(相互扶助)の区別は厳密には問わない。また、「社会的に求められているニーズ」は事業向けでも個人向けでもよい
 - c. 非営利である(法的に認められている程度の出資配当はOK
 - d. 市民からの出資を融資の原資とする

市民ファンド

設立準備中のファンドも含め、全国で40以上設立されている。

((公財)京都地域創造基金の例)

「多くの市民の"想い"が実現する豊かな地域社会の創造をめざし、お金の新しい流れを創り出します。 地域社会からの"意思ある寄付"を行政だけでは行き届かないサービスや仕組みを地域社会に提供し ている"真摯なNPO"に助成することで、その活動を支援します。目指すのは市民による公益の実現を 市民が支える仕組みをつくり、根付かせること」を活動理念として取組。

※平成25年4月18日現在の寄附総額

160,892,462円

(2,385件)

NPOバンクの現状

調査・全国NPOバンク連絡会 単位:千円

最終更新:2013年3月

	地域	設立年	融資対象	出資金	融資累計			備考	
組織名						融資残高	HP•URL	(融資制度)	(出資 金以外 の融資 原資)
未来バンク事業組 合	全国	1994	環境、福祉、市民事 業	162,334	1,025,341	55,794	http://www.ge ocities.jp/mirai _bank/	金利:2% (特定担保提供融 資1%) 上限:900万円 最長10年	_
女性・市民コミュニ ティバンク	神奈川	1998	神奈川県内在住の 出資者の団体、個 人(対象は限定)	119,380	537,065	74,683	http://www.wc csj.com/	金利:1.8~5% 上限:1,000万円 最長5年	-
特定非営利活動 法人、北海道NPO バンク、NPOバン ク事業組合	北海道	2002	NPO団体、ワー カーズ・コレクティブ (※1)	43,109	302,770	11,803	http://npobank .dosanko.org/	金利:一般ローン 2% 上限:200万円 最長2年	寄附 7,100
特定非営利活動 法人、NPO夢バン ク(長野県)、NPO 夢バンク事業組合	長野	2003	長野県内に主たる 事務所をおく非営 利組織	14,130	217,950	26,263	http://www.np o- yumebank.org/	金利:2~3% 上限:500万円 最長5年	寄付金 35,189 無利息 借入金 30,000
東京コミュニティ パワーバンク	東京	2003	東京都内の特定非 営利活動法別表に 該当する分野で活 動する団体	92,850	200,330	18,440	http://www.tok yo-cpb.org/	金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年	_
ap bank(正式名: 一般社団法人AP バンク)	全国	2003	自然エネルギーなどの環境を対象に したプロジェクト	非公開	208,460	非公開	http://www.ap bank.jp/	休止中。融資累計 は2007/12現在	-
コミュニティ・ユー ス・バンク momo	東海	2005	NPO法20分野のN PO法人、個人事業 主、任意団体、株式 会社など	52,035	88,650	18,338	http://www.mo mobank.net/	金利:2.5% (つなぎ融資 2.0%) 上限:500万円(原 則) 最長3年(原則)	_

^(※1)ワーカーズ・コレクティブとは、雇う―雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協 32

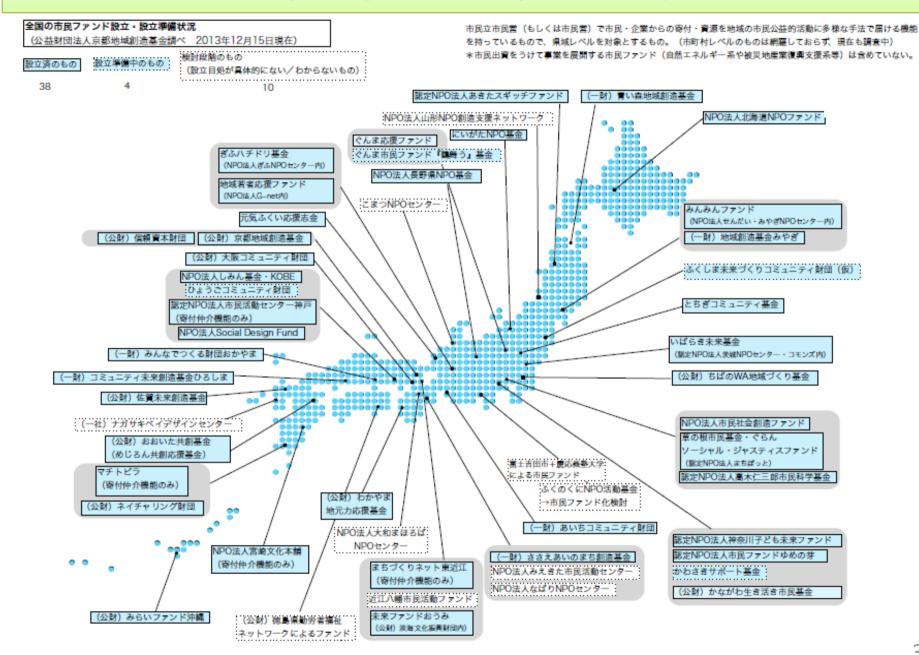
^(※2)NPO夢バンクは融資残高が出資金を上回っているが、これは出資金以外の融資原資によるものである。

NPOバンクの現状

単位:千円

	地域	設立年	融資対象	出資金	融資累計	融資残高		備考	
組織名							HP•URL	(融資制度)	(出資金 以外の融 資原資)
公益社団法人 難民起業サ ポートファンド	全国	2010(公益 認定: 2012)	日本在住の難民に よる事業	3,000	1,000	1,000	http://espre.org/	金利:3.0~ 7.5% 上限:100万円 最長5年	寄附金及 び事業資 益(出欄は 金の欄は 基金の残 高)
天然住宅バンク	全国	2008	NPO法20分野のN PO法人または個人	64,060	40,100	18,435	http://www.tenn enbank.org/	金利:0~2.0& 上限:300万円 最長10年	—
もやいバンク福 岡	福岡	2009	福岡県内および近 隣地域で活動する NPOや社会起業家 など	12,430	17,320	5,526	http://moyai- bank.org/	金利:1.5~ 3.0% 上限:300万円 最長5年	_
公益財団法人 信頼資本財団	全国	2009	個人、法人不問。法 人格不問。活動地 域(国)不問。	0	57,320	12,185	http://www.shinr ai.or.jp/	金利:0% 上限:300万円 最長2年	
ピースバンクい しかわ	石川	2010	石川県内で活動するNPO法20分野の活動をするNPO法 人、個人事業主、任意団体など	9,471	12,900	5,669	http://piecebank. net/	金利:3.0% (つなぎ融資 1.0%~3.0%) 上限:300万円 最長5年	-
はちどりBANK @とやま	富山	2011	富山県内に事業所 のある個人/団体、 もしくは富山県内を 活動の対象とする 個人/団体	6,700	500	500	http://hachidori- bank.com/	金利:1~ 2.5% 上限:300万円 最長3年	_
一般社団法人 ムトス飯田市民 ファンド	飯田	2008	主たる事業所が飯 田市内にある特定 非営利活動法人	7,001	13,000	3,300	http://www.city.ii da.lg.jp/soshiki/6 /mutosu- found.html	金利:無利子 上限200万円 (最長6ヶ月) 100万円(最長 2年)	寄附金 2,000

全国の市民ファンド設立状況等



「共助社会の場」のイメージについて

- 〇行政、地域金融機関、商工会議所・商工会、税理士、公認会計士、大学・専門学校等の学術機関、NPO等、市民ファンド、NPOバンクなどが相互交流及び連携し、地域の課題の共有及び解決の実現を図る場。
- 〇地域とのネットワークを既に有している地元の地域金融機関が主導する場合や、行政がコーディネート役となって、より広域的な場を設置する場合など、各地域の実情に対応して設置。
- 〇成功事例を各地に紹介し、場づくりの動きを広めるとともに、モデルケースを発掘。



NPO法人に対する寄附について

- ●NPO法人に<u>寄附したいと思う割合は23%</u>であり、寄附したくない理由として、<u>寄附した後の効果が見えにくい</u>ことや、<u>経済的な余裕がない</u>ことを挙げる人が多い。
- ●NPO法人に寄附をする際に重視する点としては、<u>目的や活動内容が共感できること</u>や、<u>寄付金が有効に</u> 使ってもらえることを挙げる人が多い。

NPO法人に対する寄附意向

Q. NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思いますか。

思う	わからない	思わない
23.2%	14.5%	62.4%

NPO法人に寄附をしたいと思わない理由

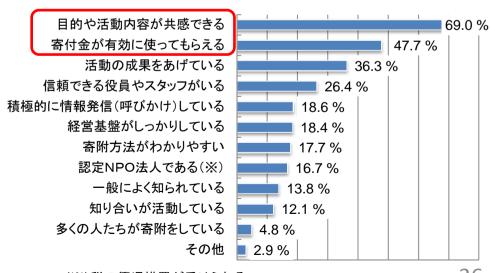
Q. なぜNPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思わない のですか。(複数回答)



(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より

NPO法人に寄附をする際に重視する点

Q. どのような点を重視して、寄附先を選びますか。(複数回答)

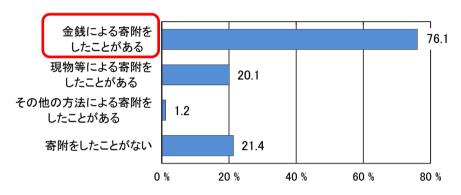


(※)税の優遇措置が受けられる

寄附経験について

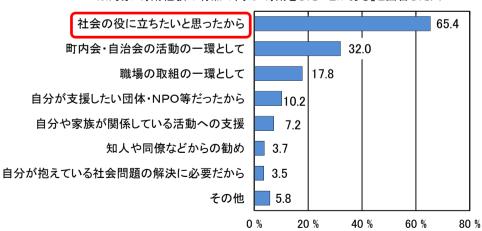
- 約8割が金銭による寄附をしたことがある。
- 社会の役に立ちたくて寄附をする人が多い一方、自分が支援したい団体等に対する寄附は少ない。
- 情報不足や信頼度の低さが寄附の妨げになっている。

【寄附経験の有無】(n=3,056)(複数回答)

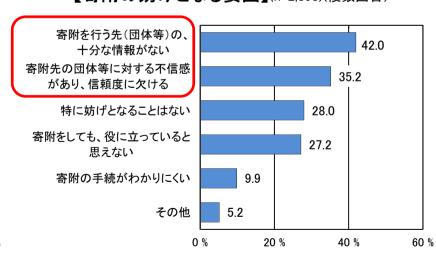


【**寄附理由**】(n=2.293)(複数回答)

※対象: 寄附経験の有無の間で「寄附をしたことがある」と回答した人



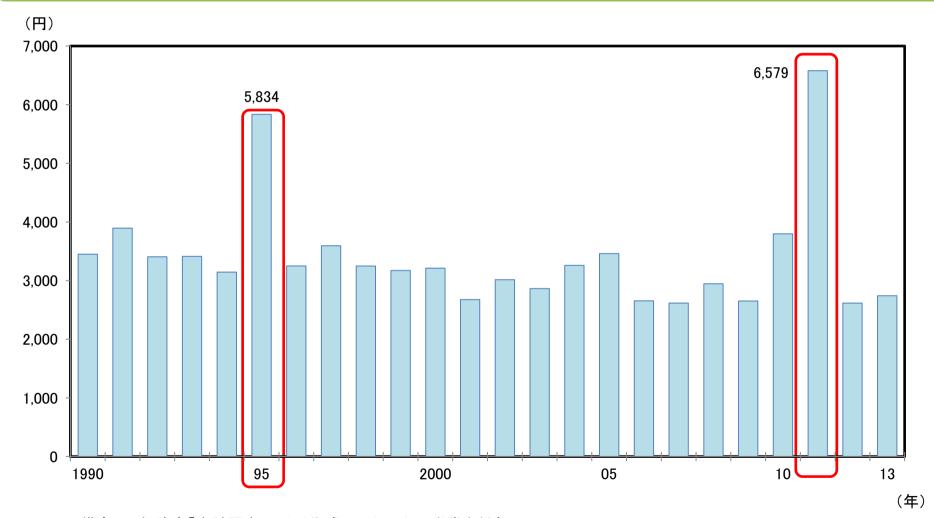
【寄附の妨げとなる要因】(n=2.898)(複数回答)



(出所)内閣府 平成25年度「市民の社会貢献に関する実態調査」(平成26年1月より)

個人寄附額(世帯ベース)の推移

〇 個人寄附額(世帯ベース)は、阪神・淡路大震災(1995年)及び東日本大震災(2011年)のあった年には増加した一方で、それ以外の年は、年間約3,000円程度で推移している。



(備考)1. 総務省「家計調査」により作成。二人以上の世帯を対象。

2. 1999年までは農林漁家世帯を除く。2000年以降とは接続しない。

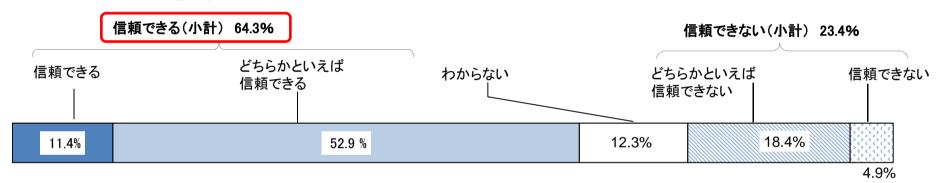
NPO法人に対する信頼

○ 平成25年調査においては、6割を超える人がNPO法人を信頼している(平成17年調査においては約3割)。

NPO法人に対する信頼

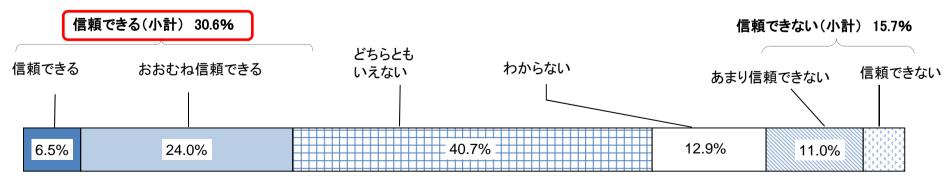
【平成25年】

Q. NPO法人のことを信頼できますか。



【平成17年】

Q. NPO法人に信頼できる印象がありますか。それとも信頼できない印象がありますか。

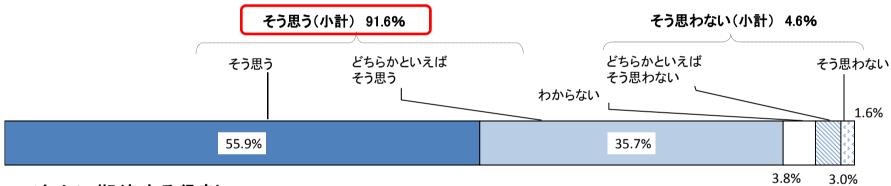


市民の意識及びNPO法人に期待する役割

- 社会のニーズや課題に対して、<u>市民の自主的な取組みが大切であると考える人が9割</u>を超え、社会 貢献や課題解決への期待を示している。
- NPO法人に期待する役割としては人と人との新しいつながりを作ることと答えた人が最も多い。

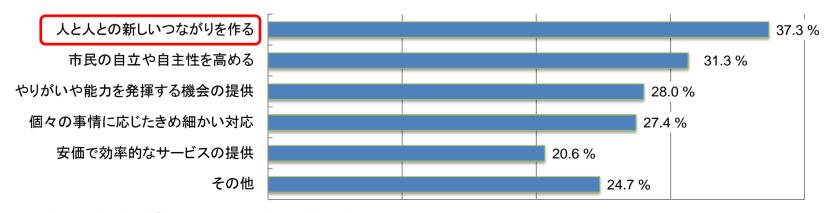
市民の自主的な取り組みへの意識

Q. 社会のニーズや課題に対して、市民自らが自主的に集まって取り組むことは大切だと思いますか。



NPO法人に期待する役割

Q. NPO法人に対してどのような役割を期待していますか。(複数回答)



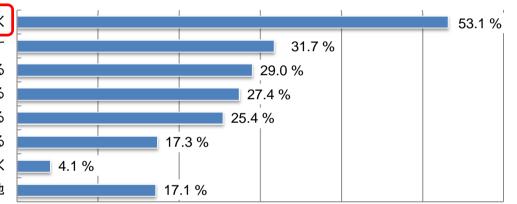
NPO法人の課題及び行政に対する要望

- NPO法人の活動が一層活発になるために必要なことは、<u>市民に対して積極的に理解を求めていくことである</u>と答えた人が最も多い。
- 〇 また、そのために、国や地方公共団体が重点を置くべき施策については、NPO法人に関する情報提供の 充実や悪質なNPO法人の排除を挙げる人が多い。

NPO法人の課題

Q. NPO法人の活動が一層活発になるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

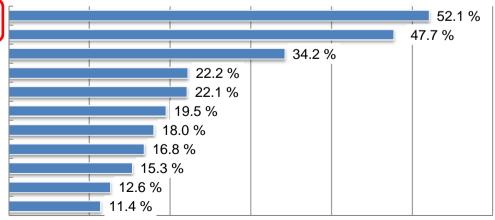
NPO法人自身が市民に対して積極的に理解を求めていく 職場や学校等で、会社員や学生等が活動に参加する機会を増やす 行政がNPO法人の活動に必要な基盤づくりを充実させる NPO法人の活動を客観的に評価する仕組みを設ける NPO法人自身が自主的、継続的に事業を実施する 市民一人ひとりが積極的に活動へ参加する NPO法人自身が市民からの寄附を集めていく その他



行政に対する要望

Q. NPO法人の活動が一層活発になるためには、国や地方公共団体はどのような施策に重点を置くべきだと思いますか。(複数回答)

NPO法人に関する情報提供の充実 悪質なNPO法人の排除 NPO法人の担い手となる人材の育成 NPO法人に対する活動資金の助成 活動への参加希望者とNPO法人との橋渡し NPO法人の活動場所や資材などの提供 NPO法人・企業・その他の団体との交流機会の提供 ボランティア休暇制度の促進 NPO法人と協働して実施する事業の推進 NPO法人に対する寄附税制の見直し その他



特定非営利活動促進法の3年後見直しについて

【特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)】

附則 (平成23年法律第70号)(抄)

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、 新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変 化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する 寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利 活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置 が講ぜられるものとする。